



市 章

大津市公報

令 和 6 年 10 月 15 日
号 外 (第 60 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告

266 家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 1

告 示

大津市告示第266号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和6年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
藤尾学区まちづくり協議会 大津市横木二丁目4番1号
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和6年10月1日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和6年10月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）に基づく家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料